

# 電気需給約款

平成 29 年 4 月 28 日実施

令和 2 年 10 月 1 日改定

ティーダッシュ合同会社

## 目次

1. 適用.....	4
2. 定義.....	4
3. 単位および端数処理.....	4
4. 実施細目.....	4
5. 本約款の変更.....	5
6. 需給契約の申込み.....	5
7. 需給契約の成立および契約期間.....	5
8. 需要場所.....	5
9. 需給契約の単位.....	5
10. 需給の開始.....	6
11. 需給の単位.....	6
12. 承諾の限界.....	6
13. 料金.....	6
14. 料金の適用開始の時期.....	6
15. 検針.....	6
16. 料金の算定期間.....	6
17. 使用電力量の計量.....	6
18. 料金の算定.....	6
19. 料金の支払義務ならびに支払期日.....	7
20. 料金その他の支払方法.....	7
21. 遅延利息等.....	7
22. 適正契約の保時.....	7
23. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	7
24. 電気の使用に伴うお客さまの協力.....	7
25. 供給の停止.....	8
26. 供給停止の解除.....	8
27. 供給停止期間中の料金.....	8
28. 違約金.....	8
29. 使用の制限または中止.....	8
30. 制限または中止の損害.....	8
31. 損害賠償の免責.....	8
32. 設備の賠償.....	8
33. 需給契約の変更.....	9
34. 名義の変更.....	9

35. お客さまからの需給契約の解約 .....	9
36. お客さまからの需給契約の変更または解約に伴う料金の発生.....	9
37. 当社からの需給契約の解約.....	9
38. 権利義務の譲渡及び需給契約の解約後の債権債務関係 .....	9
39. 消費税法改正の場合の取扱い .....	10
40. 供給設備の工事費負担.....	10
41. 計量器等の取付け.....	10
42. 調査に対するお客さまの協力.....	10
43. 保安等に対するお客さまの協力 .....	10
44. 反社会的勢力との取引排除.....	10
45. 託送約款における需要者に関する規定の遵守 .....	11
46. 準拠法.....	11
47. 合意管轄.....	11
48. 本約款の実施日 .....	11

## 電気需給約款

### I. 総則

#### 1. 適用

当社が、お客様に低圧で電気を供給するときの供給条件は、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）によります。

#### 2. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 送配電事業者  
お客様の需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者をいいます。
- (2) 託送約款  
送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。
- (3) 低圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (4) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約電流  
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相2線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量  
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (11) 供給条件の説明  
電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件の説明をいいます。
- (12) 契約締結前の書面交付  
電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (13) 契約締結後の書面交付  
電気事業法第2条の14に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

#### 3. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は1キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

#### 4. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

## 5. 本約款の変更

- (1) 託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の本約款によります。なお、変更後の本約款は、当社のホームページに掲載することによりお知らせいたします。
- (2) (3)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下の通り行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - イ. 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ロ. 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

## II. 需給契約の申込み

### 6. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

#### 6.2 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - イ. 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ロ. 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。（イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合（ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
  - ハ. その他当社が定める基準に該当する場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を任意に設定できるものとします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

### 7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給契約を解約した日までといたします。

### 8. 需要場所

需要場所は託送約款の定めによります。

### 9. 需給契約の単位

当社は、原則として1需要場所について1需給契約を締結します。ただし1需要場所について複数の需給契約を締結することまたは複数の需要場所について1需給契約を締結する場合があります。

**10. 需給の開始**

- (1) 当社は、所定の手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給いたします。この場合の需給開始日は以下のとおりとし、当社より書面にてお客さまに通知します。
- イ. 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として所定の手続きを完了した後に到来する検針日とします。
  - ロ. 引越し等の理由で新たに需給を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係が無い状態で当該需要場所にて需給を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、需給を開始した日とします。
- (2) 送配電事業者に起因する事由その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。

**11. 需給の単位**

需給の単位は託送約款の定めによります。

**12. 承諾の限界**

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他やむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

**III. 料金****13. 料金**

- (1) 料金に関する詳細は、電気料金プランにて定めます。
- (2) 電気料金プランには適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。

**IV. 料金の算定および支払い****14. 料金の適用開始の時期**

料金は、原則として需給開始日から適用いたします。

**15. 検針**

検針は、月ごとに送配電事業者が行います。

**16. 料金の算定期間**

料金の算定期間は、前月の計量日から当該の計量日の前日までの期間といたします。ただし、需給を開始した場合は需給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約を解約した場合には直前の計量日から解約日の前日までの期間といたします。

**17. 使用電力量の計量**

- (1) 使用電力量の計量は、原則として送配電事業者が設置した計量器によるものといたします。計量の結果は、当社所定の方法によってお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、原則として託送約款に定める協定基準に基づき、お客さまと当社との協議によって定めます。

**18. 料金の算定**

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。なお、複数の算定期間をまたいで料金を請求する場合でも、料金は算定期間ごとに算定されます。
- イ. 需給を開始した場合または需給契約を解約した場合
  - ロ. 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) (1)イまたはロの場合、基本料金については、次のとおり日割計算いたします。
- $$\text{基本料金額} \times \text{日割計算対象日数} \div 30 \text{日}$$
- (3) (1)イまたはロの場合、電力量料金については、各段階料金に基づき日割計算対象期間の使用電力量に応じて算定いたします。

- (4) 基本料金に関しては、お客様と当社との契約期間内に契約容量の変更があった場合には、当該変更発生時に関する請求書は変更前の契約内容に基づく場合があります。それ以降の請求書においては変更後の契約容量が適用されます。

## 19. 料金の支払義務ならびに支払期日

- (1) 料金の支払義務が発生する日は、料金の請求日といたします。ただし、需給契約を解約した場合は、解約日といたします。
- (2) 料金の支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。
- (3) 1,000円を下回る料金については、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

## 20. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料その他お客さまの支払いに伴う手数料はお客さまにご負担いただきます。
- (2) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (3) 当社は、お客さまとの需給契約における料金債権を譲渡することがあります。そのように譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。

## 21. 遅延利息等

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息その他当社指定の手数料等を申し受けれます。ただし、次の場合には延滞利息を申し受けません。
- イ. 料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされた場合
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年率14.6%を超えない値を乗じて算定して得た金額といたします。遅延利息の計算に関しては、お客様と当社との契約期間内に契約容量の変更があった場合には、当該変更発生時に関する請求書は変更前の契約内容に基づく場合があります。それ以降の請求書においては変更後の契約容量が適用されます。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算します。
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (3) 延滞利息は、当社が定める期日までに支払っていただきます。

## V. 使用および供給

### 22. 適正契約の保時

当社が、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認める場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 23. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または送配電事業者が業務遂行上必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

### 24. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。
- イ. 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ. 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ. 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ. 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ. その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとし、

- (3) 当社または送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について、お客さまに協力していただきます。

## 25. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ. お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ. 需要場所内の電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ. お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ニ. 24（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

## 26. 供給停止の解除

25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合、電気の供給が再開されます。

## 27. 供給停止期間中の料金

25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても基本料金の算定期間とします。

## 28. 違約金

お客さまが25（供給の停止）(2)ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

## 29. 使用の制限または中止

送配電事業者は、次の場合には、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限または中止することがあります。

- (1) 送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (3) 送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合
- (4) 非常変災の場合

## 30. 制限または中止の損害

29（使用の制限または中止）によって送配電事業者がお客さまに対して電気の使用を制限または中止した場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

## 31. 損害賠償の免責

- (1) 電気を供給できない場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または37（当社からの需給契約の解約）によって需給契約を解約した場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合、当社はその損害について賠償の責任を負いません

## 32. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当社または送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修理費
- (2) 紛失または修理不可能の場合  
帳簿価格と取替工費との合計額



## VI. 契約の変更および終了

### 33. 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって変更を申し込むことができます。

### 34. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、従前のお客さまの需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、当社との需給契約の継続を希望される場合は、当社所定の様式によって名義変更の届出をすることができます。

### 35. お客さまからの需給契約の解約

引越し等の事由によりお客さまが需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめ解約希望日を定めて、当社所定の方法によって通知していただきます。当社および送配電事業者は、原則としてお客さまから通知された解約希望日に需給を終了させるための必要な手続きを行います。需給契約は、37（当社からの需給契約の解約）および次の場合を除き、お客さまから通知された解約希望日に解約いたします。

- (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け、処理が完了した日に需給契約を解約したものといたします。
- (2) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日に需給契約を解約するものといたします。

### 36. お客さまからの需給契約の変更または解約に伴う料金の発生

- (1) お客さまが電気の使用を開始の後、契約容量または契約電力を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで、需給契約を解約する場合もしくはお客さまが契約容量または契約電力を減少しようとする場合において、託送約款に基づき当社が送配電事業者より料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金相当額およびその支払いに必要な手数料を申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが需給契約を解約しようとする場合、当社は(1)に定める料金のほか当社所定の手数料を申し受けることがあります。

### 37. 当社からの需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合に、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

- (1) 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、通知をされないでその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4) 支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合
- (5) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (6) 6. に定める申込み時の当社所定の様式記載内容（住所を含むがこれに限定されない）が不正確であった場合
- (7) 当社が通常お客様へのご連絡として用いる手段によりお客様に連絡が取れなかった場合。なお当社は連絡先住所とサービス住所が異なる場合そのいずれに対しても連絡を試みる事が出来るものとします。
- (8) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- (9) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- (10) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- (11) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (12) お客さまがその他本約款に違反した場合

### 38. 権利義務の譲渡及び需給契約の解約後の債権債務関係

当社は、本約款その他お客さまと当社との間の契約に関する契約上の地位、債権債務その他の権利義務を第三者に譲渡することが出来るものとします。この場合、当社は当該第三者について当社が定める方法によりお客さまにお知らせいたします。需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、需給契約の解約によって消滅いたしません。お客さまは、本約款その他お客さまと当社との間の契約に関する契約上の地位、債権債務その他の権利義務を第三者に譲渡することは当社の事前の書面による承諾がない限り出来ないものとします。

### 39. 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、改正法施行日以降は当該改正法に基づいて料金を算定いたします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

## VII. 工事および工事費の負担金

### 40. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送約款に基づいて工事費の負担を求められる場合には、当社は、その負担金およびその支払いに必要な手数料等を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで需給契約を解約される場合は、当社は託送約款に基づいて請求された費用およびその支払いに必要な手数料等を申し受けます。

### 41. 計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）は、原則として送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、当社は実費相当額を申し受けます。

## VIII. 保安

### 42. 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

### 43. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。
  - イ. お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ. お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社もしくは送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、あらかじめ当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社はお客さまにその内容を変更していただくことがあります。

## IX. 反社会的勢力との取引排除

### 44. 反社会的勢力との取引排除

- (1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約していただきます。
  - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

- ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行わないものとします。
- イ. 暴力的な要求行為
  - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ホ. その他前各号に準ずる行為
- (3) お客様が、暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は需給契約を解除することがあります。

## X. その他

### 45. 託送約款における需要者に関する規定の遵守

お客様は、託送約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

### 46. 準拠法

本約款は日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。

### 47. 合意管轄

お客様と当社との間の需給契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 48. 本約款の実施日

本約款は、平成29年4月28日から実施いたします。